

○担保原因消滅後返還ノ請求ヲ為ササル承

認払担保ノ取扱方ノ件

(昭和5年9月3日 蔵理第691号)
(大蔵省理財局長から 日本銀行営
業局長あて)

客月8日付営債第194号ヲ以テ御申越ニ係ル滅紛失無記名国債証券ノ元利払ニ関シ
提供セル担保中担保原因消滅後返還ノ請求ヲ為ササルモノノ取扱方ノ件右ハ御申越ノ
通取計相成可然此段及回答候也

(照会内容)

無記名国債証券又ハ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル者カ元金ノ償還又ハ利子ノ支払ヲ受
クル為メ提供シタル担保中供託現金ニ付テハ担保ノ原因消滅後10カ年ヲ経過セハ返還
請求権消滅スルモノト解シ可然哉又国債ニ付テハ当該国債ノ時効完成ニ至ル迄返還ノ
請求ニ応スルコトト致シ差支無之候哉右ハ差懸リ候問題ニ付至急御詮議相仰度此段得
貴意候也